

名取川流域水道水源特定保全地域のうち，仙台市の区域内において行う行為で次に掲げるもの

- 1 仙台市環境影響評価条例（平成10年仙台市条例第44号）による環境影響評価の実施を要する行為
- 2 杜の都の風土を守る土地利用調整条例（平成16年仙台市条例第2号）第2条第3項に規定する開発事業